

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(8)

目 次

告 示

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任 1
- 第12次富山県鳥獣保護管理事業計画の公表 2
- 第二種特定鳥獣管理計画の公表

告 示

富山県告示第177号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により、公示する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成29年 4 月 1 日

(建築住宅課)

富山県告示第178号

第12次富山県鳥獣保護管理事業計画の公表について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により次のとおり第12次富山県鳥獣保護管理事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

（「次のとおり」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第179号

第二種特定鳥獣管理計画の公表について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により次のとおり富山県ニホンザル管理計画（第4期）、富山県ツキノワグマ管理計画（第3期）、富山県イノシシ管理計画（第2期）、富山県ニホンジカ管理計画（第2期）、富山県カワウ管理計画及び富山県カモシカ管理計画を定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

（「次のとおり」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）